

## 第1 審査会の結論

本件諮問事項の対象となる情報は、徳島県個人情報保護条例に規定する個人情報ではないと考える。

## 第2 諮問事項の概要

徳島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条には、「個人情報の収集の制限」規定が設けられており、個人情報を収集するときは、原則として、本人から収集しなければならないこと、また、病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報を収集してはならないことが規定されている。

本件諮問は、医療ビッグデータを分析する事業が地域実態を踏まえた効率的・効果的な健康づくり事業や徳島県保健医療計画の見直しに活用できる公益上の必要性の観点から個人情報の収集制限（本人収集）の例外的取扱いを行うことと当該個人情報取扱事務の目的を達成する上での必要性の観点から個人情報の収集制限（センシティブ情報の収集制限）の例外的取扱いを行うことの妥当性について、徳島県個人情報保護審査会の意見を聴くものである。

## 第3 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び実施機関からの口頭による理由説明等（以下「実施機関の説明」という。）を要約すると、本件諮問事項に関する説明の概要については、次のとおりである。

### 1 情報収集の相手方

(1) 市町村、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）、後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療」という。）

徳島県国民健康保険団体連合会（以下「徳島県国保連合会」という。）を介して提供を受ける（収集する）。

(2) 全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）

同協会から直接提供を受ける（収集する）。

### 2 収集する情報の範囲

(1) 診療報酬明細書の情報

ア 相前後して提供される同一人の情報（一人ごと、一月ごと及び一医療機関ごとに提供される情報）を紐付ける符号とするため、診療報酬明細書の情報のうち「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」及び「生年月日」からハッシュ関数を用いて復号することができないように生成した固定長の疑似乱数（以下「情報1」という。）。

イ 診療報酬明細書の情報のうち「公費負担医療の受給者番号」，「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」，「氏名」，「生年月日」，「特記事項」，「職

務上の事由」及び「保険医療機関の所在地及び名称」以外の欄に記載されたもの（以下「情報2」という。）。

なお、情報2は、記号・番号により記載された情報以外の多くをコード化し、情報1とともにアルファベットと数字等の羅列とした上で、外部記録媒体に記録して提供される。

## （2）調剤報酬明細書の情報

ア 相前後して提供される同一人の情報（一人ごと、一月ごと及び一薬局ごとに提供される情報）を紐付ける符号とするため、調剤報酬明細書の情報のうち「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」及び「生年月日」からハッシュ関数を用いて復号することができないように生成した固定長の疑似乱数（以下「情報3」という。）。

イ 調剤報酬明細書の情報のうち「公費負担医療の受給者番号」，「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」，「氏名」，「生年月日」，「特記事項」，「職務上の事由」，「保険薬局の所在地及び名称」，「保険医療機関の所在地及び名称」，「保険医氏名」，「受付回数」及び「摘要」以外の欄に記載されたもの（以下「情報4」という。）。

なお、情報4は、記号・番号により記載された情報以外の多くをコード化し、情報3とともにアルファベットと数字等の羅列とした上で、外部記録媒体に記録して提供される。

## （3）その他の情報

協会けんぽから提供を受ける情報1から情報4までの情報に対応する被保険者の住所を示す情報（市町村名のみ）。

なお、これらの情報は、協会けんぽがコード化し、前記（1）イ及び（2）イに記載するアルファベットと数字等の羅列の中に組み込んだ上で外部記録媒体に記録して提供される。

ちなみに、協会けんぽから提供を受ける情報1から情報4までの情報と同じく被保険者の住所を示す情報が含まれていない国保組合から徳島県国保連合会を介して提供を受ける情報1から情報4までの情報については、市町村別の分析には用いないため、それらの情報に対応する被保険者の住所を示す情報は、収集しない。

## 3 収集する情報の暗号化等（収集前に施されること）

（1）診療報酬明細書及び調剤報酬明細書等の情報のうち特定の個人を識別することができる情報の削除、暗号化又はコード化等

ア 単独で特定の個人が識別される情報は、削除又は暗号化する。具体的には、「氏名」及び「公費負担医療の受給者番号」は、削除し、「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」は、「生年月日」とともにハッシュ関数を用いて復号す

ることができないように固定長の疑似乱数として、相前後して提供される同一人の情報を紐付けるための符号とする。

イ 「生年月日」は、前記アに記載する符号とは別に、「5歳刻みの年齢区分」を示す情報に置き換えた上でコード化する。

ウ 他の情報が組み合わされることにより特定の個人が識別され得ることとなる場合がある情報のうち、「性別」、「傷病名」、「投薬・処方」及び「協会けんぽから提供を受ける診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の情報に対応する被保険者の住所（市町村名のみ）」等は、コード化し、また、「保険者番号」、「公費負担者番号」及び「医療機関コード」等は、当該番号又はコードのまま、前記ア及びイの情報とともに診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の各欄に記載されていた記載順とは異なる順番にてアルファベットと数字等の羅列として、情報内容を容易に知ることができない状態とする。

エ 前記アからウまでに記述した作業は、徳島県国保連合会及び協会けんぽが徳島県（以下「県」という。）が開発して提供した暗号ツールを用いて行うものとする。

#### 4 収集する情報の受取方法等

前記2の情報は、外部記録媒体に記録された上で、徳島県国保連合会及び協会けんぽから県へ提供される。その後、県は、その外部記録媒体を本件諮問事項に係る業務に使用する電子システム（以下「使用システム」という。）を構築して県の利用に供している事業者（以下「事業者」という。）へ送付し、事業者がその外部記録媒体に記録された情報を使用システムに取り込む。

なお、使用システムにその情報を取り込んだ後不要となった外部記録媒体は、事業者が直ちに物理的に破壊して廃棄する。

#### 5 使用システムの利用者

使用システムの利用者は、健康づくり事業や徳島県保健医療計画の見直しの業務に従事する徳島県保健福祉部の職員（以下「県職員」という。）であって、かつ、あらかじめID及びパスワードを設定された者に限定する。

#### 6 使用システムから出力することができる情報

(1) データ入力の完了後に端末での出力が可能となる情報

徳島県国保連合会及び協会けんぽから外部記録媒体に記録して提供された情報を使用システムに取り込んだ後は、次の情報の出力が可能となる。

ア 診療報酬明細書の各欄に記載されていた情報等のうち、三つ以下の情報の組合せによる分析結果（当該組合せに該当する人数を示す図表）。

イ 調剤報酬明細書の各欄に記載されていた情報等のうち、三つ以下の情報の組合せによる分析結果（当該組合せに該当する人数を示す図表）。

(2) 県が公表する（データ提供を行う）情報

県が公表する（データ提供を行う）情報は、次のとおりである。

- ア 診療報酬明細書の各欄に記載されていた情報等のうち、三つ以下の情報の組合せによる分析結果（当該組合せに該当する人数を示す図表）。ただし、組合せの結果が5人未満となるデータは、公表しない。
- イ 調剤報酬明細書の各欄に記載されていた情報等のうち、三つ以下の情報の組合せによる分析結果（当該組合せに該当する人数を示す図表）。ただし、組合せの結果が5人未満となるデータは、公表しない。

## 第4 審査会の判断

### 1 収集制限の例外適用の対象となる個人情報について

(1) 条例に規定する個人情報について

条例第2条第2号には、個人情報の定義として「個人に関する情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。

個人が識別される代表的な情報は、氏名、生年月日であるが、個人情報であるか否かを判断するに当たっては、氏名以外の記述で、単独では必ずしも特定の個人が識別されるとはいえないものであっても、他の情報が組み合わせられることにより特定の個人が識別され得ることとなる場合があることに留意する必要がある。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるのであって、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があると考えられる。

当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段については、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当であると考えられる。

(2) 本件諮問事項の対象となる情報について

実施機関の説明によると、本件諮問事項の対象となる情報は、次のとおりである。

- ア 徳島県国保連合会が保有する市町村、国保組合及び後期高齢者医療の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の情報から「公費負担の受給者番号」，「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」，「氏名」，「生年月日」，「特記事項」，

- 「職務上の事由」，「保険医療機関の所在地及び名称」，「保険薬局の所在地及び名称」，「保険医氏名」，「受付回数」及び「摘要」の各欄に記載された情報を削除又はハッシュ関数を用いて復号することができないように暗号化したもの。
- イ 協会けんぽの診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の情報から「公費負担の受給者番号」，「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」，「氏名」，「生年月日」，「特記事項」，「職務上の事由」，「保険医療機関の所在地及び名称」，「保険薬局の所在地及び名称」，「保険医氏名」，「受付回数」及び「摘要」の各欄に記載された情報を削除又はハッシュ関数を用いて復号することができないように暗号化したもの。
- ウ 前記イの情報（一人ごと，一月ごと及び一医療機関又は薬局ごとに提供される情報）に対応する被保険者の住所を示す情報（市町村名のみ）。

### （3）前記（2）に記載する情報の保護措置について

実施機関の説明によると，本件諮問事項の対象となる情報の保護措置については，次のとおりである。

ア 徳島県国保連合会及び協会けんぽが行う特定の個人を識別することができる情報の削除，暗号化又はコード化等

(ア) 診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の情報のうち単独で特定の個人を識別することができる情報は削除し，「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」及び「生年月日」は，相前後して提供される同一人の情報（一人ごと，一月ごと及び一医療機関又は薬局ごとに提供される情報）を紐付ける符号とするため，ハッシュ関数を用いて復号することができないように生成した固定長の疑似乱数に置き換える。

(イ) 「生年月日」は，「5歳刻みの年齢区分」を示す情報に置き換えた上で，コード化する。

(ウ) 特定の個人が識別され得ることとなる全ての情報は，県から提供された暗号ツールを用いて，診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の各欄に記載されていた記載順とは異なる順番にてアルファベットと数字等の羅列とした上で，外部記録媒体に記録した後，県へ提供する。

イ 前記ア(ウ)の外部記録媒体の受取りから事業者へ送付するまでの一連の事務処理を行う者は，県職員であって，かつ，あらかじめ指名された者に限定する。

ウ 事業者が使用システムにその情報を取り込んだ後不要となった前記ア(ウ)の外部記録媒体は，事業者が直ちに物理的に破壊して廃棄する。

エ 事業者に対しては，送付を受けた外部記録媒体の取扱いや使用システム及び外部記録媒体に記録されている情報の秘匿について，その職員に対する教育を行うべきこと及び情報漏えいの防止措置を講ずるべきことを契約に明記して義務づける。

オ 使用システムに記録された情報を出力することができる者は，県職員であって，

かつ、あらかじめID及びパスワードを設定された者に限定する。

カ 県職員が使用システムから出力することができる情報は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の各欄に記載されていた情報等のうち、三つ以下の情報の組合せによる分析結果（当該組合せに該当する人数を示す図表）のみとする。

キ 県職員が使用システムから出力して外部に公表する（データ提供を行う）情報は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の各欄に記載されていた情報等のうち、三つ以下の情報の組合せによる分析結果（当該組合せに該当する人数を示す図表）のみとする。

ただし、組合せの結果が5人未満となるデータは、公表しない。

#### （4）条例に規定する個人情報への該当性

当審査会は、本件諮問が病歴や身体障がい等の身体に関する情報の収集についてなされたものであり、個人情報の取扱いに当たってより慎重な判断が求められる場合に該当するため、収集する情報が条例に規定する個人情報に該当するか否かについてもより慎重に判断する必要があると考える。

実施機関の説明によると、県が収集する情報には単独で特定の個人を識別することができる情報は含まれていないため、当該情報が条例に規定する個人情報に該当するか否かは、他の情報が組み合わされることにより特定の個人を識別することができる情報の存否により判断する。また、その判断において、特定の個人を識別するために実施可能と考えられる手段については、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるかを視野に入れて合理的な範囲で考慮する。

以下、当審査会において、本件諮問事項の対象となる情報の取扱者ごとに、それぞれの立場から考察する。

##### ア 徳島県国保連合会及び協会けんぽから提供を受けた外部記録媒体を取り扱う県職員

当該県職員が使用システムの設計に関する成果報告書を見ることができる立場にあつて、かつ、当該成果報告書により使用システムのプログラムの内容を知ることができるのであれば、徳島県国保連合会及び協会けんぽから提供を受けた外部記録媒体に記録された情報を再現して、その内容を知ることが、必ずしも不可能ではないと考えられる。

しかし、実施機関の説明によると、これらの県職員は、日常的に使用する電子計算機において前記の外部記録媒体に記録された情報を正しく表示させることはできないとのことであり、例えば、外部記録媒体に記録された情報を解読するための特別なシステムを開発・導入するなど、自ら独自に莫大な経費をかけて特別な調査を行わない限りその内容を知ることができないので、彼らの立場から考察すると、この時点においては、当該外部記録媒体に記録されている情報は、条例に規定する個人情報に該当するものであるとはいえないと考える。

##### イ 事業者の職員

当該職員が使用システムの設計に関する詳細や使用システムのプログラムの内容を知る者であれば、県から送付された外部記録媒体、使用システム又はその双方に記録された情報の内容を知ることは、必ずしも不可能ではないと考えられる。

しかし、仮に、その全ての情報を知ることができたとしても、単独で特定の個人を識別することができる情報は含まれておらず、また、「性別」、「5歳刻みの年齢区分」、「住所を示す情報（市町村名のみ）」、「健康保険の種類」、「公費負担の種類」、「受診した医療機関」、「傷病名」及び「処方・調剤状況」等の情報を照合してみても、例えば、どの市町村の、何十歳代の前半又は後半の、男性又は女性であって、いつ、何の傷病により、どの医療機関で治療を受けた、あるいは、どのような医薬品の処方や調剤を受けた人物という程度の情報を知り得るとどまり、特定の個人を識別するには至らない。

もっとも、例えば、ある傷病について、県内又はある市町村内に一人しか患者がいないことや、その患者が誰であるかをたまたま知り得ていたとすれば、その患者の情報を目にしたときに、たまたま知り得ていた個人情報と照合して特定の個人の情報であると推察することはできるかもしれない。しかし、事業者の職員の立場で通常入手し得る情報との照合においては特定の個人を識別することはできない。

したがって、彼らの立場から考察すると、使用システムに記録されている情報は、条例に規定する個人情報に該当するものであるとはいえないと考える。

#### ウ 事業者から委託業務に関する報告を受ける立場にある県職員

当該県職員が委託業務に関する報告の一環として、仮に、県内又は同一市町村内に症例が一例しかない傷病に係る情報1から情報4までの情報を出力して提出することを求めたとして、実際にそれを入手することができるのであれば、その情報を目にした県職員が、他の個人情報取扱事務の遂行に際し当該症例患者についての個人情報を知り得ていたときは、あらかじめ知り得ていた個人情報と照合して特定の個人の情報であると推察することはできるかもしれない。しかし、一般人が通常入手し得る情報との照合においては、特定の個人を識別することはできないと考えられるし、また、実施機関の説明によると、もとより、そのような報告を求めることはしておらず、使用システムは、そのような情報を出力できるようにはなっていないとのことである。

したがって、彼らの立場から考察すると、事業者から提出を受けることのできる情報については、条例に規定する個人情報に該当するものであるとはいえないと考える。

#### エ 使用システムの利用者

県職員であれば、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の各欄に記載されていた情報等のうち、三つ以下の情報の組合せによる分析結果（当該組合せに該当する人数を示す図表）を出力したものを目にする事となるが、使用システムの仕様上、傷病名については、「疾病、障害及び死因統計分類（ICD-10（2003年

版) 準拠)」の疾病分類表「中分類」の分類名に置き換えたものでしか出力できないとのことである。例えば、「小分類」の「ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病」, 「ムンプス」, 「その他のウイルス疾患」であれば, 「中分類」では「その他のウイルス疾患」に統合された傷病分類となるため, 分析結果を見ても, どの市町村の, どの5歳刻みの年齢区分の, どの「中分類」に属する傷病にかかり, 医療機関で治療を受けた人は, それぞれ何人であるかという程度の, あるいは, どの市町村の, どの「中分類」に属する傷病にかかり, どの医療機関で治療を受けた人は, それぞれ何人であるかという程度の情報が入手できるにとどまる。

この程度の情報では, たとえ日常的に病歴や身体障がい等の身体に関する情報に接する立場にある県職員であっても, 特定の個人を識別することはできない。

したがって, 使用システムから出力することのできる情報については, 条例に規定する個人情報に該当するものであるとはいえないと考える。

## 2 付言

本件諮問事項に対する当審査会の判断は, 実施機関の説明において示された収集する情報の範囲及びその取扱い方法等に照らした判断の結果であることに留意して, 収集する情報の範囲等に変更が生じる場合は, 改めて当審査会への諮問について検討すること。

## 3 結論

当審査会は, 本件諮問事項を厳正かつ客観的に検討した結果, 「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件諮問事項に係る当審査会の処理経過は, 次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成26年 8月21日	諮 問
9月29日	審 議 (第64回審査会)
10月23日	審 議 (第65回審査会)

### 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井 関 佳穂理	公認会計士	



大 道 晋	弁護士	会 長
鈴 木 亜佐美	弁護士	会長職務代理者
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	

(五十音順)